



もしもの時、  
誰一人として取り残されることがないように

# 「災害時要援護者」登録をしませんか？

問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課

## 近

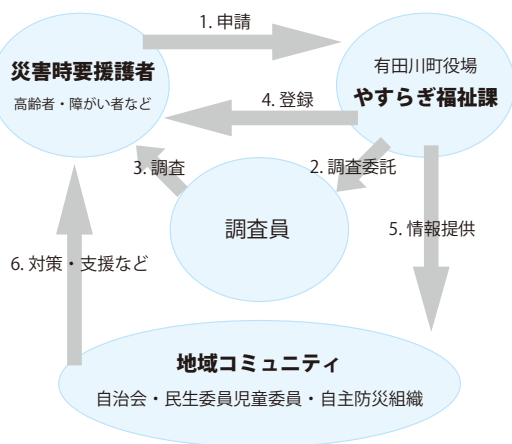
年の大規模災害における犠牲者の多くは、高齢者や障がい者などの「災害時要援護者」です。

そこで有田川町では、災害が起こった際に自力で避難することが困難な方が迅速・安全に避難できるように、災害時要援護者の情報を事前に役場に登録、地域ぐるみの助け合いにつなげる災害時要援護者制度を推進しています。災害が起こった時、地域内で災害時要援護者を含めた避難支援活動を円滑に行うためには、自治会などを中心とした近隣の助け合いが重要です。常日頃からの、災害時要援護者の所在把握や、避難支援の体制づくりに取り組むことが、地域の防災・減災の強化につながります。

## 積極的な登録を

災害時要援護者が避難を有するなど緊急事態に陥った場合「どのような持病があるの？」「かかりつけの病院はどこ？」「緊急の連絡先は？」など、情報を知らなければ迅速な対応ができません。このような情報を事前に役場に登録し、災害時要援護者台帳を作成しています。

登録された情報は、自治会、民生委員児童委員、自主防災組織などと共有し、災害対策に役立てます。



### ▲災害時要援護者に対する連携の仕組み

災害時要援護者台帳への登録は、右に示した「災害時要援護者台帳 登録対象者」の方が対象です。申請は金屋庁舎やすらぎ福祉課もしくは自治会、民生委員児童委員、自主防災組織代表者までご連絡ください。

その後、町から調査員が自宅を訪問し、申請書の作成をお手伝いした上で登録します。なお、すでに登録済みの方の再登録は不要です。

## 登録申請の方法

## 災害時要援護者台帳 登録対象者

- ① 65 歳以上の一人暮らし高齢者
- ② 65 歳以上の高齢者のみの世帯の者
- ③ 介護保険法に基づく要介護認定において要介護 3 以上の判定を受けている者
- ④ 身体障害者のうち障害者手帳を有する者で、障害の程度が 1 級または 2 級の者
- ⑤ 知的障害者のうち療育手帳を有する者で、障害の程度が A 判定の者
- ⑥ 精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている者
- ⑦ 特定疾患医療受給者証を受けている難病患者、小児慢性特定疾患医療受給児

※上記に該当する方で、かつ下記項目に該当の方が対象になります。

- ・ 在宅の者であって、災害時に自力避難が困難な方
- ・ 自身の避難支援に係る個人情報自治会等へ提供することに同意した方